

## 旅館業を営業しようとするみなさまへ

旅館業を営業しようとする場合は、保健所長の許可を受けてからでなければ営業できません。既に、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた方が、その施設で下宿営業を経営しようとする場合は、改めて許可を受ける必要はありませんが、事前にご相談ください。また、宿泊施設は、**建築基準法**及び**消防法令**にも適合していなければなりません。

### 1 旅館業とは

「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいい、それぞれの営業は次のとおりです。

- ・旅館・ホテル営業 施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの
- ・簡易宿所営業 宿泊する場所を複数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの
- ・下宿営業 施設を設け、1箇月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいいます。

なお、「宿泊」とは、寝具を使用してこれらの施設を利用することをいいます。

### 2 許可までの手続きについて

- ・事前相談 事前相談についての義務付けはありませんが、工事着工前に保健所に相談いただけますと、以降の事務が円滑に進みます。  
なお、相談の際は施設の平面図等をお持ちください。
- ・許可申請 竣工の目処が立った時又は開業予定の概ね2週間前には申請してください。
- ・検査 施設が施設基準を満たしたとおり完成しているか保健所職員が現地検査を行います。この時には、施設を開業時と同じ状態にしてください。
- ・許可指令書の交付 検査が終了し、法令上支障がなければ許可し、指令書を交付します。  
なお、検査から許可指令書の交付までは、3～4日間（閉庁日を除く。）の事務処理時間を見越してください。
- ・開業 許可指令書を受け取った日から営業できます。

### 3 許可について

次のいずれか一つでも該当する場合には許可されないことがあります。

- ・施設の構造設備が基準に適合していない場合。
- ・施設の設置場所が公衆衛生上不適当な場合。
- ・申請者が、旅館業法に違反して刑に処せられ、その執行が終わり、3年を経過していない者などの場合。
- ・施設の設置場所が学校等の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にあり、学校等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められるとき（100メートル範囲内の学校等に当課から照会して確認します）。

### 4 営業施設の構造設備基準等について

営業施設には、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければなりません。その基準の概要は、別紙（構造設備基準の概要）のとおりです。

### 5 水質検査について

営業施設内で使用する水が地下水などの場合又は貯水槽（簡専水を除く）を設置している施設は、水質検査結果報告書等により「**飲用に適する水**」であることを確認させていただきます。

### 6 許可申請について

申請するに当たっては次のものがが必要です。

- (1) 旅館業営業許可申請書
- (2) 申請手数料（令和5年4月1日現在、改定されることがありますのでご確認ください。）

旅館・ホテル営業	24,900円
簡易宿所営業	21,100円
下宿営業	21,100円
- (3) 構造概要書  
様式「1-2 構造設備の概要」にご記載ください \*（上川保健所様式）
- (4) 添付書類
  - ア 申請者が法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
  - イ 当該許可申請に係る施設（以下「施設」という。）の設置場所の周囲100メートル以内の見取図（縮尺が分かる円でその範囲を図示し、周囲の施設を明示してください。）
  - ウ 施設及び施設に附属する工作物の配置図
  - エ 施設の構造設備を明らかにした各階平面図（縮尺、寸法が記載されていること。）
  - オ 施設及び施設に附属する工作物の外壁及び屋根の形態、意匠等を明らかにした立面図
  - カ 玄関帳場等の構造設備の詳細図（設置する場合のみ）  
図面はA4版の大きさに折りたたんでください。  
ICT機器を使用して遠隔操作にて受付（チェックイン）を行う場合は、使用機器及びアプリ、受付（チェックイン）の方法、緊急駆け付け体制等の詳細を確認するため、上記以外の資料のご用意が必要となる場合があります。  
下宿営業の許可申請については、オの図面添付は必要はありません。
- (5) 確認書類
  - ア **建築基準法第7条第5項に規定する検査済証**  
発行部署：上川総合振興局建設指導課建築住宅係（☎0166-46-5947）  
なお、施設延べ床面積によっては確認申請が不要となる場合もありますので、事前に担当部署へご相談ください。
  - イ **消防法令適合通知書**  
発行部署：施設所在地を管轄する消防署  
\* 申請時に検査が完了していない場合は、事前にご相談ください。

連絡先 旭川市永山6条19丁目  
北海道上川保健所生活衛生課 主査（環境衛生）  
TEL (0166) 46-5994 FAX (0166) 46-5262